

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
☎ 029-225-8881
http://www.roukiren-ibaraki.or.jp
発行人 佐川正孝
制作 茨城弘報(株)
定価 一部 120円
(会員の購読料は会費の中に含む)

いばらき労働基準

OCTOBER 2023
VOL.663

10

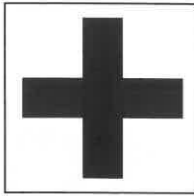


秋のダイヤモンド筑波山(筑西市)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一 氏

●2023 10月号 CONTENTS●

令和5年度 全国労働衛生週間表彰 2	KYTトレーナー研修会のご案内 11
建設の事業における時間外労働の上限規制の適用について 4	人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内 12
過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します! 6	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ 13
茨城県最低賃金を改正します 7	「化学物質管理者講習(製造事業場向け)」と 「保護具着用管理責任者教育」の追加開催のご案内 14
中小企業退職金共済制度 7	巡回健診等のお申込みは各地区労働基準協会へ!! 15
11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です 8	県内の労働災害発生状況 15
認定制度を活用して、自社の魅力度UPしませんか? 9	講習会のご案内 16
労災保険二次健康診断等給付のご利用について 10	
労働保険概算保険料の納付は10月31日までに 11	



令和5年度 全国労働衛生週間表彰

日時：令和5年10月3日
場所：ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホール
(茨城県立県民文化センター大ホール)

第74回を迎えた全国労働衛生週間行事の一環として、10月3日ザ・ヒロサワ・シティ会館(茨城県立県民文化センター)大ホールで「令和5年度茨城県産業安全衛生大会」が開催され、優良事業場等表彰が行われます。

式典では、厚生労働大臣表彰の披露に続き、茨城労働局長と県内各労働災害防止団体長から表彰状が授与されます。

本年度の受賞者は次のとおりです。(敬称略)

厚生労働大臣表彰

優良賞 株式会社 竹中工務店 東関東支店
エーザイ筑波研究所グランドデザイン改修工事(つくば市)

茨城労働局長表彰

優良賞 キヤノンオプトロン 株式会社(結城市)
戸田建設 株式会社 関東支店
常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業造成工事(常総市)

奨励賞 株式会社 永谷園フーズ 茨城工場(高萩市)
エア・ウォーター 株式会社 鹿島工場(鹿嶋市)

団体賞 建設業労働災害防止協会 茨城県支部 日立分会(高萩市)

功績賞 斉藤 一恵 元一般社団法人 古河労働基準協会 会長

安全衛生推進賞 細貝 健男 元一般社団法人 太田労働基準協会 副会長
高橋 潔 元一般社団法人 龍ヶ崎労働基準協会 安全衛生推進部 会長

一般社団法人茨城労働基準協会連合会長表彰

事業場賞 一般財団法人 全日本労働福祉協会 茨城県支部(笠間市)
磯原ウレタン工業 株式会社(北茨城市)
秋山精鋼 株式会社 石岡工場(石岡市)
株式会社 トップ 岩瀬工場(桜川市)
東信システムサービス 株式会社 茨城事業所(常陸大宮市)
成島建設 株式会社(つくばみらい市)

東洋工業 株式会社 関東工場(龍ヶ崎市)
エーザイ 株式会社 鹿島事業所(神栖市)

功績賞 豊島 昭孝 安全衛生教育講師

建設業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 大洋建設 有限会社(高萩市)
成建工業 株式会社(つくばみらい市)
松野建設 株式会社(稲敷市)

現場賞 高塚建設工業 株式会社(結城郡八千代町)
森田建設工業 株式会社(古河市)
大木建設 株式会社(常陸太田市)

功績賞 小野口 整慶 常陽開発工業 株式会社(行方市)
山口 五郎 安全衛生教育講師

職長賞 佐川 修司 株式会社 瀧工務店(常陸大宮市)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 常磐港運 株式会社 茨城営業所(北茨城市)
有限会社 岡崎運輸(常陸大宮市)
有限会社 エム・ユーステム(ひたちなか市)
畔野流通運輸 有限会社(那珂市)
株式会社 津久芳運送(神栖市)
有限会社 阿見企画(稲敷郡阿見町)
株式会社 そめや(牛久市)
株式会社 昭運(猿島郡五霞町)
印出運輸 有限会社(古河市)

林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

事業場賞 林業・木材製造業労働災害防止協会 茨城県支部 日立分会(日立市)
功績賞 石井 崇博 安全衛生指導員

港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部日立支部長表彰

事業場賞 一般社団法人 日本貨物検数協会 日立事務所(日立市)

港湾貨物運送事業労働災害防止協会千葉総支部鹿島支部長表彰

事業場賞 日本トランスシティ 株式会社 運輸事業部 鹿島支店(神栖市)

建設の事業における時間外労働の 上限規制の適用について

労働基準協会会員のみなさま

建設の事業については、令和6年4月1日から、時間外労働は原則として、**月45時間、年360時間**が上限となり、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、

時間外労働が**年720時間以内**

時間外労働と休日労働の合計が**月100時間未満**、

時間外労働と休日労働の合計が**2~6か月平均で全て月80時間以内**

時間外労働が月45時間を超えることができるのは**年間6か月まで**

となります。ただし、災害の復旧・復興の事業については、月100時間未満・2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。

一方、建設業に従事する労働者の長時間労働の背景には、工期の設定など、受注者側として、個々の事業主の努力だけでは解決することが困難な課題がみられるところ。建設の事業に従事する労働者について長時間労働の改善を図るためには、これらの課題の解消に向けて、労働基準協会会員をはじめ民間工事発注者や建設業関係者の協力を得ることが必要です。

そのため、茨城労働局では、国土交通省関東地方整備局、茨城県土木部などの関係機関と連携し、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知を行っています。

つきましては、労働基準協会会員の皆様におかれましては、次ページの「適切な工期設定のためのチェックリスト」をご活用いただき、適正な工期の確保について、御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げます。

茨城労働局労働基準部長

茨城労働局・労働基準監督署にて 開催予定の説明会のお知らせ

茨城労働局・労働基準監督署では、法令改正等に関する説明会を開催しています。

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイトからお申し込みください。



■労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト
URL : <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/top>

茨城労働局では、令和6年4月1日から建設の事業における時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、一般社団法人茨城労働基準協会連合会に対し、円滑な適用に向けた周知について協力を依頼しました。

令和5年8月24日



右) 茨城労働基準協会連合会 佐川専務理事
左) 茨城労働局 稲葉労働基準部長

適切な工期設定のためのチェックリスト ~中央建設業審議会「工期に関する基準」より~

適切な工期設定のためには、工期等に影響を及ぼす事象を考慮するとともに、その条件を適切に明示することが不可欠です。また、発注時に条件が明示できない場合や条件変更等が生じた場合には、受発注者の協議の上、工期や請負代金額を変更する必要があります。ここでは、発注時の条件明示や契約変更時の参考資料として、工期に関する基準の主な項目をチェックリスト形式で示しています。

工期全般にわたって考慮すべき事項

工期設定に関わる要因・条件		確認※
自然要因	降雨日・降雪日(雨休率の設定等)	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制期間が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限(進入時間、重量、台数)等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整	地元住民や地元団体(農業・漁業組合等)、電力・ガス等の占用企業者との協議期間	
	関係者との協議調整が未了の場合(用地未買収等)、協議内容や完了予定時期	
行政への申請	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	
(備考)条件が一部反映・未反映の場合、条件確定時期や進捗状況を記載(例:○○頃に協議完了予定等)		

工程別に考慮すべき事項

工期設定に関わる要因・条件		確認※
準備	資材や労務の調達に要する時間※ ※新型コロナウイルスによる生産・供給制約による納入遅れ、職種や地域毎の特定の人材不足の影響も考慮	
	設計図書で未決定の事項や仕様の未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設備(電力・給排水・濁水処理・給気等)の整備期間	
施工	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当り搬出できる車両台数	
	躯体工事(構法)における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事(鉄骨)における、鉄骨材の搬入(長さ、運搬車両台数)、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
	建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間	
後片付け	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	
(備考)条件が一部反映・未反映の場合、条件確定時期や進捗状況を記載(例:○○頃に協議完了予定等)		

※ ○ : 条件を明示し、工期に反映済 × : 条件が明示できず、工期に未反映
△ : 条件を一部明示し、工期に反映済 - : 当該工事で対象外

参加無料

事前申込

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ
過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します!

茨城労働局監督課

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

プログラム

【主催者挨拶】 茨城労働局

【基調講演】

「産業医から見る
過労自殺企業の内側」

大室 正志 氏(大室産業医事務所代表)

【過労死遺族による体験談】

日時：2023年11月29日(水)
14:00～16:00(受付 13:30～)

会場：つくば国際会議場 大会議室102
つくば市竹園2-20-3

●つくば駅より徒歩約10分

※近隣に駐車場はありますが、有料となりますのでご了承ください。

参加申込について

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日、会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

●Webからの申し込み:

二次元バーコードを読み込んで下さい。



▼特設ホームページはこちら

[過労死等防止対策推進シンポジウム](https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo)

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。 **FAX番号 03-6264-6445**

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム[参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

経営者 会社員 公務員 団体職員 教職員 医療関係者 弁護士
 社会保険労務士 パート・アルバイト 学生 過労死等の当事者・家族
 その他 []

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX
	●E-mail:	
企業・団体名		

5名以上のお申込みは、別紙(様式自由)にて FAXしてください。

【個人情報の取扱いについて】・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供いたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク 電話: 0570-087-555 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

～令和5年10月1日から茨城県最低賃金を時間額953円に改正します～

茨城労働局長(澤口 浩司)は、本年7月3日に茨城地方最低賃金審議会(会長 清山 玲)に対し、茨城県最低賃金の金額改正について諮問し、8月7日、時間額を42円引き上げて953円とする旨の答申を受けました。茨城労働局長は、これを受けて茨城県最低賃金を答申のとおり改正する決定を行いました。効力発生日は、本年10月1日(日)です。

茨城県最低賃金

令和5年10月1日(日)から

使用者も労働者も必ず確認!最低賃金

時間額 **953円**

*年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

中小企業事業者の皆さんへ 賃金の上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

[業務改善助成金](#) [検索](#)

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

[茨城働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

厚生労働省 茨城労働局賃金室(電話: 029-224-6216)

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、60年で110万社以上の中小企業にご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 中小企業退職金共済制度

安全

確実な退職金支払
安心の資産運用

有利

掛金は全額非課税
掛け金の一部を国が助成

簡単

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ



詳しくはホームページをご覧ください。

[中退共](#) [検索](#)

中退共 (独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211



11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業者の皆様は、他の事業者との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等の発症に影響を及ぼすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業者との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618にご相談ください。

(受付時間) 9:00~12:00 / 13:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

【問い合わせ先】茨城労働局雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 ☎029-277-8295

事業者の
皆さま!

認定制度を活用して、 自社の魅力度UP↑しませんか?

労働局には5つの認定制度があり、法律に定める一定の要件を満たせば、申請することができます!

~認定を受けると、こんなにメリットがあります!!~

- ▶ 認定の証である「認定マーク」で認定企業であることを対外的にPR!
- ▶ 企業イメージアップ↑
- ▶ 優秀な人材の採用&定着!
- ▶ 調達における一般競争入札で加点評価されます。 ※メリットは一例です

若者応援!「ユースエール認定」

若者の採用・育成に積極的に雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する制度です。
【問合せ先】職業安定課 ☎029-224-6218

障害者雇用応援!「もにす認定」

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小企業を認定する制度です。
【問合せ先】職業対策課 ☎029-224-6219

安全衛生優良企業認定

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全水準を維持・改善している企業を認定する制度です。
【問合せ先】健康安全課 ☎029-224-6215

子育て等サポート!「くるみん認定」・「プラチナくるみん認定」

両立支援制度の導入や利用が進んでいる企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。また、「くるみん認定」を既に受け、より進んだ取組を行っている企業については、「プラチナくるみん認定」があります。さらに、「トライくるみん」及び「不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する「プラス」制度」が令和4年4月に新設されました。
【問合せ先】雇用環境・均等室 ☎029-277-8295

女性活躍!「えるぼし認定」・「プラチナえるぼし認定」

女性の活躍促進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。また、「えるぼし認定」を既に受け、取組の実施状況が特に優良な企業については、「プラチナえるぼし認定」があります。
【問合せ先】雇用環境・均等室 ☎029-277-8295



厚生労働省・茨城労働局

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



労災保険 二次健康診断等給付のご利用について

労災保険の二次健康診断等給付は、労働安全衛生法第66条第1項または同条第5項ただし書き規定による健康診断のうち、直近のもの(以下一次健康診断といいます)の結果に基づいて、健診給付病院等において、二次健康診断および特定保健指導を無料で受診できる制度です。

事業主の皆様におかれましては、制度をご理解いただきまして該当労働者を把握の上、二次健康診断等給付を利用してください。なお、この給付は労災保険率のメリットには反映されません。

二次健康診断等給付の対象者

1. 一次健康診断において、「血圧検査」「血中脂質検査」「血糖検査」「腹囲の検査またはBMI(肥満度)の測定」の4項目すべてにおいて「異常の所見」が認められること。
2. 脳・心臓疾患の症状を有していないこと。
3. 労災保険の特別加入者でないこと。

二次健康診断等の給付内容

1. 二次健康診断
 - ①空腹時血中脂質検査 ②空腹時血糖値検査 ③ヘモグロビンA1c検査(一次健康診断で実施していれば不可) ④負荷心電図検査または胸部超音波検査のいずれか一方 ⑤頸部超音波検査 ⑥微量アルブミン尿検査(一次健康診断で尿蛋白検査が「擬陽性」または「弱陽性」の所見が認められた場合にのみ実施)
2. 特定保健指導
 - ①栄養指導 ②運動指導 ③生活指導

なお、二次健康診断の結果、脳・心臓疾患を有していると診断された場合は実施されません。

その他の留意点

1. 二次健康診断等給付は健診給付医療機関として指定された医療機関でのみ受診できます。
2. 1年度内に1回に限り受診できます。
3. 一次健康診断の受診日から3か月以内に請求しなければなりません。
 二次健康診断等給付請求書(様式第16号の10の2)と、一次健康診断において、二次健康診断等給付の支給要件となる検査のいずれの項目にも異常の所見があると診断されたことを証明できる書類を添付して、健診給付医療機関に事前連絡・予約等のうえで受診してください。
 二次健康診断等給付請求書は厚生労働省のHPからダウンロードできます。
[トップページ「テーマ別に探す」>「雇用・労働」労働基準>「施策情報」労災補償>「施策紹介」労災保険給付関係請求書等ダウンロード](#) > 二次健康診断等給付関係
4. 健診給付医療機関から「二次健康診断等の受診結果」が交付されますので、(事業主提出用)は必ず事業主あて提出してください。

■お問い合わせは、茨城労働局労災補償課(TEL 029-224-6217)まで

労働保険概算保険料(第2期分)の納付は10月31日までに

労働保険料の年度更新申告において、概算保険料の金額が40万円(労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみが成立している場合は20万円)以上の場合、労働保険料の納付を3回に延納(分割)することができます。

各期の法定納期限は、下記のとおりです。

全期・第1期分	令和5年 7月10日
第2期分	令和5年10月31日
第3期分	令和6年 1月31日

第2期分の納付書は10月中旬に発送予定としておりますので、納期限までに納付されますようお願いいたします。なお、口座振替にて納付される場合の振替日は、令和5年11月14日となります。

労働保険料の納付等にかかるお問い合わせは、茨城労働局総務部労働保険徴収室(029-224-6213)までお願いします。

第497回KYT(危険予知訓練)トレーナー研修会のご案内

今般、中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンターにおいては、標記の研修会を下記により行うこととなりましたのでご案内申し上げます。

本研修会は、労働災害の無い明るく活力ある職場を形成するために、ゼロ災運動、危険予知訓練を中核となって推進するKYT(危険予知訓練)トレーナーを養成することを目的として開催されるものです。

KYT(危険予知訓練)は、危険に対して感受性を鋭くし、災害に繋がるヒューマンエラーを防止するのに有効な手法であり、本研修では、危険予知活動の基本手法から、現場で短時間にできる実践手法まで、実技中心に体験学習する充実したカリキュラムとなっています。

ゼロ災職場実現のために、一人でも多くの方々のご参加をお待ちしております。

記

1. 開催日：令和5年12月7日(木)～12月8日(金)
2. 場所：中央安全衛生教育センター(水戸市渋井町堺橋263-1)
3. 対象者：現場におけるゼロ災運動・KY活動の推進者、トレーナーとなる管理監督者、安全スタッフ等
4. 内容：指差し呼称、基礎4라운드法、1人4RKYT、ゼロ災チームミーティング
5. 参加費：参加費にはテキスト代、消費税が含まれています。

区分	料金	割引料金
中災防賛助会員	34,650円	24,255円
一般	38,500円	26,950円

※受講料の割引料金が対象となる事業場は、常時使用する労働者数が300人未満であり、かつ、労災保険の適用事業場です。(上記要件を確認するため、お申込の際に労働基準監督署の受付印のある直近の「労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)」の写しを提出いただくこととなります。)

6. お申込先・お問合せ先：中央労働災害防止協会 関東安全衛生サービスセンター
 TEL 03-5484-6701 FAX 03-5484-6704
 (お申込用紙は、中災防HPからダウンロードしてください。)
7. 定員：24名(先着順、定員になり次第申込を締め切ります。)

令和5年4月1日改正 中小企業事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善の観点から効果をあげた中小企業事業主(*)を支援します!

※テレワーク勤務を新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している、又はしていた事業主の方が対象です。

支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

	支給要件	支給額
① 機器等導入助成	<ul style="list-style-type: none"> ●新たにテレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。 ●テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 ●評価期間(機器等導入助成)における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ✓評価期間(機器等導入助成)に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓評価期間(機器等導入助成)に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする ●テレワーク実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。 	<p>支給対象経費の 30%</p> <p>※以下のいずれか低い方の金額が上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円 又は ・20万円 <p>×対象労働者数</p>
② 目標達成助成	<ul style="list-style-type: none"> ●評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 ●評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 ●評価期間(目標達成助成)に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。 	<p>支給対象経費の 20% (35%)</p> <p>※以下のいずれか低い方の金額が上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円 又は ・20万円 <p>×対象労働者数</p>

※()内は生産性要件を満たした場合に適用

助成対象となる取組

- ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ②外部専門家によるコンサルティング
- ③テレワーク用通信機器等(*)の導入・運用
 - ※令和5年4月1日からテレワーク用端末(PC、タブレット、スマートフォン)のレンタル・リース費用が助成対象となります。
 - その他の支給対象となる経費については、支給要領をご確認ください。
- ④労務管理担当者に対する研修
- ⑤労働者に対する研修

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html
- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン(総務省)などもご参照ください。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

【問い合わせ先】 茨城労働局 助成金事務センター
〒310-0801 水戸市桜川2-5-7 MシティビルⅢ 1階 ☎029-246-6371

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

当センターでは、季節ごとに「産業保健21」を発行し、産業保健スタッフ、人事労務担当者へ産業保健に係る各種情報を提供しています。

本誌を希望される方は、下記URLからお申込みください。なお、参考までに最新号の表紙を掲載しました。ぜひとも御覧ください。

https://ibarakis.johas.go.jp/info_document/magazine/sanpo21



産業医・産業看護職・衛生管理者の情報ニーズに応える

産業保健21

7 JULY 2023 No.113

特集

第14次労働災害防止計画と産業保健

労働衛生対策の基本
健康診断の事後措置とその対応

中小企業の産業保健
沖縄ツーリスト株式会社

インタビュー産業医に聞く
株式会社朝日新聞社 管理本部労務部(健康管理) 東京本社 産業医 伊東 明雅

独立行政法人労働者健康安全機構 Johas

「化学物質管理者講習(製造事業場向け)」と「保護具着用管理責任者教育」の追加開催のご案内

～ 一時、受講申込方法を変更させていただきます ～


これまで、化学物質管理者講習と保護具着用管理者教育への申込みは、インターネットによる予約方式としておりましたが、受講希望が多く、予約が殺到し、皆さまにご迷惑をおかけすることが考えられたため、同予約方式は、一時休止とさせていただきますこといたしました。

つきましては、申込方法を次のように改めさせていただきますとともに、年間計画に基づくほか、それぞれ追加して開催を図るよういたしましたので、ご案内申し上げます。

化学物質管理者講習(製造事業場向け)

- ・開催日時 **【年間計画分】** 令和5年12月15日(金) 8時50分～17時20分
令和5年12月16日(土) 9時00分～15時50分頃
【追加開催分】 令和5年11月17日(金) 8時50分～17時20分
令和5年11月18日(土) 9時00分～15時50分頃
- ・会場 (いずれも)中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263-1)
- ・定員 各60名
- ・申込方法 受講申込書を作成のうえ、当連合会に郵送でお申し込み。
受付開始日は両日分とも10月2日(月)からで先着順。
- ・その他 同一事業場からのお申し込みは最大3名まで。

可能な限り希望日に添えるようにいたしますが、受講日の変更をお願いする場合、また、受入枠の関係から、お申し込みをお断りする場合があります。ご了承ください。




化学物質管理者
選任時テキスト

保護具着用管理責任者教育

- ・開催日時 **【年間計画分】** 令和5年11月13日(月) 8時50分～16時40分
【追加開催分】 令和5年11月20日(月) 8時50分～16時40分
令和5年12月1日(金) 8時50分～16時40分
- ・会場 11月13日は茨城県産業会館
(水戸市桜川2-2-35)
11月20日と12月1日は中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263-1)
- ・定員 11月13日は54名/11月20日は40名/12月1日は60名
- ・申込方法 受講申込書を作成のうえ、当連合会に郵送でお申し込み。
受付開始日は3開催分とも10月2日(月)からで先着順。
- ・その他 同一事業場からのお申し込みは最大4名まで。

可能な限り希望日に添えるようにいたしますが、受講日の変更をお願いする場合、また、受入枠の関係から、お申し込みをお断りする場合があります。ご了承ください。



保護具着用管理責任者
教育テキスト

(一社)茨城労働基準協会連合会

巡回健診等のお申込みは各地区労働基準協会へ!!

茨城県内の各地区労働基準協会では、定期健康診断の実施を徹底するため、全日本労働福祉協会茨城県支部と連携して、巡回健康診断等(以下「巡回健診等」という。)を実施しています。

あなたの事業場のお近くでも巡回健診を実施しているかもしれません。巡回健診等のお申し込みはお近くの各地区労働基準協会でご受け付けています。詳細については各地区労働基準協会へお問い合わせ下さい。

定期健康診断とは、事業者に対し、雇用した労働者(パートを含む週30時間以上(正規従業員の労働時間の4分の3以上)働く労働者)に対し医師による健康診断を法律(労働安全衛生法第66条)で義務付けている制度です。

なお、健康診断の結果、「要精密検査」等の判定を受ける方も多くおられますが、二次健診(精密検査)を受けることが、より今後の健康的な生活を維持することにつながると考えております。

全日本労働福祉協会茨城県支部では、主治医のおられない方や受診先でお困りの方のために、県内の主要な医療機関と業務提携をしており、「健康診断結果のお知らせ」をそのまま保険証と共に窓口を持参すれば、「紹介状」の代わりとなり(「紹介状無し」で大規模病院を受診する場合は診察料の他に一定の料金がかかりますが、これが不要となります)、スムーズな診察が受けられることとなっておりますので、是非ともご利用下さい。

(注) 提携医療機関一覧表は、受診者の皆様にお渡しする「健康診断結果のお知らせ」に同封しております。

医療機関名	所在地
総合病院 水戸協同病院	茨城県水戸市宮町3-2-7
国家公務員共済組合連合会 水府病院	茨城県水戸市赤塚1-1
地域医療センターかさま 笠間市立病院	茨城県笠間市南友部1966-1
茨城県立中央病院	茨城県笠間市鯉淵6528
独立行政法人 国立病院機構 水戸医療センター	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280
県北医療センター 高萩協同病院	茨城県高萩市大字上手綱字上ヶ穂町1006-9
総合病院 土浦協同病院	茨城県土浦市おおつ野4-1-1
独立行政法人 国立病院機構 霞ヶ浦医療センター	茨城県土浦市下高津2-7-14
JAとりで総合医療センター	茨城県取手市本郷2-1-1
茨城西南医療センター病院	茨城県猿島郡境町2190
土浦協同病院 なめがた地域医療センター	茨城県行方市井上藤井98-8

県内の労働災害発生状況速報 (令和5年8月末現在)

業種別	令和5年		前年同期		業種別	令和5年		前年同期		
	件数	死亡者数	件数	死亡者数		件数	死亡者数	件数	死亡者数	
計	(14)	1,847	(21)	1,803						
製造業	(4)	518	(7)	501	運輸交通業	(2)	241	(2)	252	
鉱業	(0)	2	(1)	6	貨物取扱業	(1)	35	(0)	33	
建設業	(4)	165	(9)	182	農林業	(2)	44	(0)	30	
内訳	土木	(1)	43	(4)	44	畜産水産業	(0)	83	(0)	67
	建築	(3)	91	(3)	95	商業	(0)	253	(1)	257
	その他	(0)	31	(2)	43	その他	(1)	506	(1)	475

(注) ()内は、死亡者で内数 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

講習会のご案内(令和5年10月中旬~11月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
10/17~18-19-20	日立シビックセンターマーブル会議室(日立市)	日立協会
10/24~25-26-27	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
11/27~28-29-30	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
有機溶剤作業主任者		
11/9~10	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
11/20~21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/29~30	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
乾燥設備作業主任者		
11/28~30	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦常総龍ヶ崎協会
ガス溶接		
10/19~20	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
11/1~2	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
11/16~17	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎常総協会
玉掛け		
10/24~25-26-27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/9~10-11-18	日立シビックセンターマーブル会議室(日立市)	日立協会
11/9~10-11	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
11/10~11-12	平成館(古河市)	古河協会
11/13~14-18-19	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
11/14~15-25-12/9	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
11/30~12/1-2	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
フォークリフト運転(学科)		
10/26	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
11/2	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
11/2	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
11/6	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会・水戸協会
11/6	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/9	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
11/11	NC東日本コンクリート工業(株)(筑西市)	筑西協会
11/18	平成館(古河市)	古河協会
床上操作式クレーン運転		
10/26-27-28-29-11/11	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
小型移動式クレーン運転		
10/26~27-28	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
11/21~22-24	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
石綿作業主任者		
10/26~27	茨城県産業会館(水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
10/19~20	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
11/14~15	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
11/14~15	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/15~16	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
11/30~12/1	日立シビックセンターマーブル会議室(日立市)	日立協会
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者		
11/14~16	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(機械研削)		
10/27~28	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会

プレス・シャーの金型等取付け等の業務		
10/20~21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎常総協会
アーク溶接等の業務		
10/18~19	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎常総協会
10/28~29	平成館(古河市)	古河協会
11/25~26	NC東日本コンクリート工業(株)(筑西市)	筑西協会
電気取扱業務(低圧)		
11/1~2	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
電気取扱業務(高圧)		
11/7~8	中央安全衛生教育センター(水戸市)	水戸協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
10/20~21	茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市)	筑西協会
11/21~22	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
11/27-28-29	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
職長教育		
10/19~20	ワークヒル土浦(土浦市)	土浦協会
11/7~8	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
11/15~16	茨城県トラック協会県西地区研修会館(筑西市)	筑西協会
職長・安全衛生責任者教育		
10/18~19	常陸太田市商工会館(常陸太田市)	太田協会
10/23~24	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総協会
10/30~31	(一社)龍ヶ崎労働基準協会(龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
11/1~2	日立商工会議所会館(日立市)	日立協会
安全衛生推進者講習		
11/4	平成館(古河市)	古河協会
11/9~10	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会
11/27~28	ポリテクセンター茨城(常総市)	常総龍ヶ崎協会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
11/20~22	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
保護具着用管理責任者教育		
11/13	茨城県産業会館(水戸市)	連合会
雇用管理研修(建設業)基礎講座		
11/17	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
10/30	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
10/31	中央安全衛生教育センター(水戸市)	連合会
11/28	鹿嶋勤労文化会館(鹿嶋市)	鹿島協会

◎詳細については、当連合会ホームページ、またはお申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478